

●香川県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年3月31日から同年4月21日まで一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|---------------------------|
| 観音寺市大野原町丸井字豊光392番1地 先から 観音寺市大野原町丸井字豊光291番1地 先まで | 12.0~12.0 | 120 | 平成10年香川県告示第829号で変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成21年3月31日